

カタール入国に際する義務的医療保険への加入について
(2023年8月時点)

カタール保健省は、2023年2月1日から渡航者に対する医療保険加入の義務化を実施しているところ、以下の方々は、当該制度の免除対象となることが明らかとなりました。

- 1 カタール人男性と婚姻した非カタール人女性
- 2 非カタール人男性と婚姻したカタール人女性の子女
- 3 カタール人男性と離婚又は死別した非カタール人女性（非カタール人男性と再婚するまでの期間）
- 4 臨時の在留許可所持者
- 5 カタール人家族に雇用されているメイド（最大4人）
- 6 拘留者及び受刑者
- 7 養護施設で保護されている子供
- 8 保護者が明らかでない子供
- 9 外交官及びその家族
- 10 全ての乗り継ぎ旅客
- 11 一時入国者
- 12 滞在期間30日間以内の渡航者（オンラインビザの発給を受けた方）※
※ 観光等でカタールに短期間滞在する場合、カタール到着後、入国審査時に、オンラインビザ（30日間の滞在許可）が取得できます（無料）。

上記以外の方々については、引き続き入国に際し、保険の加入が義務となっております。

（参考）カタール保健省関連リンク

<https://www.moph.gov.qa/english/derpartments/policyaffairs/hfid/Pages/Health-Insurance-Scheme.aspx>

Q&A

<https://www.moph.gov.qa/english/derpartments/policyaffairs/hfid/Pages/FAQs.aspx>

概要

- 義務的医療保険として求められる分野は事故及び緊急時への対応のみ。
- 義務的医療保険の保険料は1か月50カタール・リヤル（QAR）〜で最初の加入及びビザの延長の際に必要となる。
- 義務的な医療保険加入に加え各個人が更なる保険に加入することを妨げない。
- 渡航者はカタール保健省のリンク
(<https://www.moph.gov.qa/english/derpartments/policyaffairs/hfid/hirs/insurancecompanies/Pages/default.aspx>)
から登録された保険会社に申し込むことが可能。
- 上記の保険会社以外の国際的な保険会社(international health insurance)を利用する場合は、カタールが補償の範囲に入っていること、カタール滞在中の全日程が補償されること、カタール政府に認証された保険会社であること等が求められる。

※ その他、カタール入国に関する詳細情報につきましては、在日本カタール大使館等でご確認ください。

(在日本カタール国大使館 Embassy of the State of Qatar in Japan)

〒106-0046 東京都港区元麻布 2 丁目 3-28 電話：03-5475-0611、03-5475-0613